# 使用者が管理する給水装置の漏水修繕の一部を市が行う制度を設けました

#### 給水装置の管理

道路に埋設されている配水管から、皆さんのご家庭に取り付けられている蛇口までの間の設備を給水装置といい、給水装置の管理は一関市水道事業給水条例により水道使用者等が行うことと定められています。また、その修繕等にかかる費用は水道使用者等が負担することとなっています。

#### 制度の目的

止水栓からメーターまでの間で漏水があった場合、水道料金に反映されないため、修繕まで時間を要することがあります。そこで、貴重な水資源を無駄にしないため、給水装置のうち止水栓からメーターまでの間の漏水について「一関市給水装置の漏水修繕に関する要綱」を定め、所定の手続きを経て、要件を満たす給水装置の漏水修繕を市が行います。

## 【申請について】

- ○水道部へ申請する「漏水修繕申請書」の作成は、市指定給水装置工事事業者にご依頼ください。
  - 注)お客様が市への申請をせずに、直接水道工事事業者に依頼して修理された場合は、市が費用負担できませんので注意してください。

## 

### ■対象となる家屋

- ○給水装置の所有者が居住する一戸建ての家屋
- ○店舗兼用住宅(借家を除く)

## ■対象とならない家屋

- ×借家及び集合住宅
- ×営業の用のみに供される家屋(例:店舗、事務所、工場等)

## ■共有部分(複数戸使用)の給水管の場合

- ○共有管部分の漏水の場合、対象となる住宅までの区間
- ★営業の用に供される家屋のみに接続する区間

# ■対象とならない費用

- ●漏水修繕の支障となる構造物や植栽等の撤去及び復旧に要する費用
- ●アスファルト、コンクリート、化粧タイル等の舗装復旧に要する費用
- ●老朽化が原因で全体の布設替えが必要と判断された場合の費用

